

1. 使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物の地域別処分期限（電気事業法）

（使用している高濃度 PCB 使用電気工作物は期限までに廃止し処分）

[変圧器・コンデンサー等]

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日

（電気設備に関する技術基準を定める省令附則第 2 項ただし書に規定する別に告示する期限）

（「平成 28 年経済産業省告示第 237 号 第 2 条」より一部引用）

（備考）

- ・ 期限の翌日から 1 年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から 1 年を経過した日までに廃止しなければならない。

2. 使用中の高濃度 PCB 使用製品の地域別処分期間等（PCB 特措法）

（所有している高濃度 PCB 使用製品は処分期間までに廃棄し処分）

[電気工作物以外の高濃度 PCB 使用製品（安定器、汚染物等）]

所有の場所の所在する区域	処分期間
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで

（参考：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画）

（備考）

- ・ 処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、確実に処分委託する等の一定の要件に該当する所有事業者は、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

(環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」 第1章第3節 より抜粋、引用)

平成 28 年の特別措置法の改正においては、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに「処分期間」が設定されたところであり、同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、所有事業者（電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者を除く。）はその高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を処分期間内に廃棄しなければならない。この処分期間の末日は、計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の 1 年前の日とする。ただし、処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する所有事業者にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法及び関係省令の規定に基づき、特別措置法と同様の措置を講じる。

なお、計画的処理完了期限が事業対象地域ごとに異なることから、処分期間及び特例処分完了期限日も事業対象地域で差異があることに留意する必要がある。

電気事業法

- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令 附則 2 項

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものについては、別に告示する期限の翌日以降、電路には敷設してはならない。

<掲載 URL>

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/09/280923-1-2.pdf

- ・ 平成 28 年経済産業省告示第 237 号 第 2 条

別に告示する期限（電気設備に関する技術基準を定める省令 附則 2 項）（次ページ）

<掲載 URL>

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/09/280923-3-1.pdf

環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」

<掲載 URL>

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/keikaku/280726.pdf>